

ID: 134

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営農村生活環境基盤整備事業等に要する経費の賦課徴収に関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成17年条例第114号		
【根拠条文】 (経費負担の減免) 第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日